二　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正関係

教育委員会の委員の解職請求に必要な署名数に係る要件を緩和し、選挙権を有する者の総数が八〇万を超える場合にあってはその八〇万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四〇万に六分の一を乗じて得た数と四〇万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数としたことに伴い、関係規定の整備を行うこととした。（第三条第一項の表関係）

三　市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正関係

合併協議会の設置請求代表者が署名し印を押すことを求めるための委任をした場合の、請求代表者証明書を交付した市町村の長及び当該市町村の選挙管理委員会への届出に関する規定を削除することとした。（旧第二条第三項関係）

四　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二五年三月一日）から施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二九号）（警察庁）

1　遊技機の認定等に係る手数料の標準を改めることとした。（第一〇条の二及び第一六条関係）

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（政令第三〇号）（厚生労働省）

1　題名中「食品衛生法第五十二条第一項の許可等」を「介護保険法第四十一条第一項本文の指定等」に改めることとした。（題名関係）

2　東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の規定により延長された東日本大震災の被害者の介護保険法第四一条第一項本文の指定等に係る権利利益の一部について、当該権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二五年二月二八日から平成二五年八月三一日に延長することとした。（本則関係）

3　この政令は、一部を除き、公布の日から施行することとした。

政　令

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十七号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年三月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏

地方自治法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同項ただし書中「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同条第三項を削る。

第九十三条中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改める。

第九十三条の二第一項中「第九十二条第四項ただし書」を「第九十二条第三項ただし書」に、「、それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日」を「十日」に改める。

第九十四条第一項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

第九十六条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

第九十七条第二項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、「附けて」を「付して」に改める。